

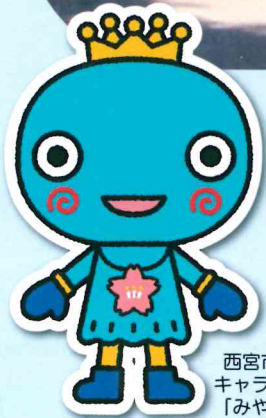
NPO法人兵庫県腎友会会報誌

No.141
2018.7.20
summer

まぼろ



西宮神社



西宮市観光
キャラクター
「みやたん」
許諾番号 第2018049号

この秋は
西宮大会で
逢いましょう



阪急西宮北口駅

特定非営利活動法人 兵庫県腎友会

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館ビル6F TEL.078 (371) 4382 FAX.078 (371) 8840
ホームページ●<https://npohjk.or.jp/> E-mail●npohyojin@nifty.com

- | | | | | | |
|------------|-----------|------------------|-----------|--------------------|--------------------|
| ■阪神ブロック事務局 | 〒663-8215 | 西宮市今津水波町1-7 | ドミトリー高木1F | TEL.0798 (36) 9731 | FAX.0798 (36) 9732 |
| ■神戸ブロック事務局 | 〒650-0012 | 神戸市中央区北長狭通5-1-21 | 福建会館ビル6F | TEL.078 (958) 7370 | FAX.078 (371) 8840 |
| ■東播ブロック事務局 | 〒650-0012 | 神戸市中央区北長狭通5-1-21 | 福建会館ビル6F | TEL.078 (958) 7323 | FAX.078 (958) 7102 |
| ■西播ブロック事務局 | 〒672-8048 | 姫路市飾磨区三宅1-192 | 田中興産ビル6F | TEL.079 (285) 0577 | FAX.079 (287) 6038 |

認知症を知る

日本全国で高齢化がすすんでいるように透析患者も高齢化がすすんでいます。

「認知症になるのでは？」「認知症なのでは？」
「認知症ってなに？」と“認知症”に対する不安はだれもが持っていると思います。
恐れる前にまずは“認知症”について
教えてもらいましょう。



医療法人社団裕和会
長尾クリニック 院長
長尾 和宏 先生

●職歴

1984年 東京医科大学卒業 大阪大学第二内科入局
1991年 医学博士（大阪大学）授与 市立芦屋病院内科医長
1995年 兵庫県尼崎市で長尾クリニックを開業



第12回 「認知症鉄道事故裁判」に学ぼう

もし認知症の人が間違っ て鉄道路線内に入っ てしまい電車にはねられて死亡してしまったら。10年以上前、私が在宅で診ていた人に実際そんなことが起きました。その時は大きな騒ぎになりませんでした。しかし7年前に愛知県で起きた91歳の男性の場合は、JR東海さんから「見守りを怠った」と損害賠償請求を受けて民事訴訟になりました。一審判決は同居の妻と長男の高井氏に計720万円の、二審判決では長男に対して360万円の賠償命令が出ました。その理由とは「父親が認知症であるにも関わらず、専門医にかかっていなかった過失」でした。しかし最高裁では逆転勝訴になりました。息子さんである高井隆一氏は一連の経緯を記した『認知症鉄道事故裁判』という本を出版されました。

一審判決の時から社会的問題になり、「認知症の人が加害者」、「認知症の人が起こした事故」と非常に固定的な報道がなされました。認知症の人でもそうではない人も、閉じ込められた環境で暮らすことがどれだけ苦痛であるか、一度でも経験すれば分かります。いわゆる「閉じ込め型介護」です。介護保険制度の創設を機に「支える介護」に転換している最中の2012年にこの裁判が起きました。この一審判決が出た途端、施設によっては施設を徹底しました。いまだに三重、四重鍵の施設もあります。何か事故が起これば家族が施設を訴える、いわゆる「介護裁判」の増加という背景もあります。そんな中、この最高裁判決は大きな意味がありましたね。認知症にからんだ事件や事故はこれから増えます。しかし同じ不幸を繰り返さない為に裁判を振り返って学ぶ姿勢が大切だと思います。大府市では「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」、神戸市では「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」が施行されました。自治体が条例を制定して、認知症事故を何らかの形で担保していこうという動きが全国各地で始まっています。